



豊前市農業委員会議事録

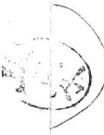
- 1 招集日時 平成 29 年 2 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

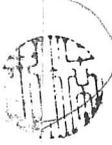
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



議案第 5 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議案第 6 号 下限面積(別段の面積)の設定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

| | |
|------|-----|
| 委員総数 | 19名 |
| 出席 | 17名 |
| 欠席 | 2名 |

| 議席 | 氏名 | 出欠 | 議席 | 氏名 | 出欠 |
|-------|--------|----|-----|-------|----|
| 会長1番 | 松本 克己 | 出 | 13番 | 竹中 博藤 | 出 |
| 副会長2番 | 吉永 新一 | 出 | 14番 | 柏木 伸夫 | 出 |
| 副会長3番 | 青木 一巳 | 出 | 15番 | 山本 一彦 | 出 |
| 4番 | 柳井 規久夫 | 欠 | 16番 | 久保田 茂 | 出 |
| 5番 | 今吉 里見 | 出 | 17番 | 内藤 憲士 | 出 |
| 6番 | 寺光 正博 | 出 | 18番 | 磯永 優二 | 出 |
| 7番 | 末延 憲治 | 出 | 19番 | 山崎 廣美 | 出 |
| 8番 | 今本 文徳 | 出 | | | |
| 9番 | 青木 春美 | 出 | | | |
| 10番 | 今吉 永幸 | 欠 | | | |
| 11番 | 楠本 守亮 | 出 | | | |
| 12番 | 青本 壽 | 出 | | | |

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 三善 晋二

事務職員 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年2月の定例総会を開催いたします。

出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。

本日の議事録署名委員は9番青木春美委員さんと、11番楠本守亮委員さんをお願いします。

会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。

次の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。

全5件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

全5件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の●●●●氏が所有している田を管理ができないとのことで、譲受人の●●●●氏に売り渡すというものです。この農地は、ほ場整備をしており、今までも●●氏が作っていましたが、●●氏から●●氏に売買の相談があり、所有権移転に至ったということです。

間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

9番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2についてですが、譲渡人の●●●●●氏の妻と、譲受人の●●●●●氏はきょうだいになります。●●●氏は市外に住んでおり耕作管理ができないということで、●●●氏に贈与するというものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

13番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3についてですが、譲渡人の●●●●氏が耕作管理ができないということで、譲受人の●●●●氏に売買で所有権移転するものです。現状は荒れておりますが、●●氏が管理し良くなると思われれます。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4

8番委員発言 通り番4と5について同地区ですので、併せて説明いたします。

通り番4についてですが、譲渡人の●●●●氏と、譲受人の●●●●氏はきょうだいです。きょうだいで其々が親の土地を相続で引き継いだのですが、●●氏が高齢で管理ができないということで●氏に無償で譲り渡すというものです。場所は、岸井の公園の近くであります。

続いて通り番5についてですが、譲渡人の●●●●氏が高齢であり、農地も道路が無く耕作管理が困難ということで、譲受人の●●●●氏へ無償で所有権移転するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4と5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は鬼木のバス停のところですが、申請人の●●●●氏が自宅の塀を築いた時に、この畑に少し食い込んでいたので許可申請に至ったものであります。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありますか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

17番委員発言 許可申請の通り番1と2について説明いたします。

通り番1と2について、関連していますので併せて説明します。譲渡人の●●●●●●氏の田を半分に分筆し、ひとつを●●●●●●、もうひとつを●●●●●●氏が購入し、駐車場として利用するというものです。用途区域内であり、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

11番委員発言 場所はどの付近ですか。

17番委員発言 場所は、みぞぐち泌尿器科と清田整形外科横の薬局との間の道を入った細長い田です。

8番委員発言 譲受人の住所が徳島市となっておりますが市外にいるのですか。

17番委員発言 ●●●●●●●●の息子さんの名義にするとのことで、いずれは豊前市に帰ってくるものと思われま。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3と4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3、4

5番委員発言 許可申請の通り番3と4は同地区であるため、併せて説明いたします。

通り番3について、貸付人の●●●●氏と借受人の●●●氏は親子であります。息子である●●氏は宇島にすんでいますが、山内に帰って実家の横に家を建てるとのことで許可申請がなされております。場所は山内の信号から如法寺に上がっていく道のちょうど真ん中辺りにあります。排水は親の家の排水と同経路に流すということです。

続いて、通り番4についてですが、譲渡人である●●●●●●氏の畑を豊前市が寄付で譲り受けて駐車場として利用するものです。豊前市が古民家を地域交流施設として寄付を募集していたところ、古民家と併せて畑の寄付の申し出があり、駐車場の一部にあるこの小さい畑を合わせて駐車場として活用するとのことです。この場所も通り番3の近くであり、山内の信号から如法寺に上がっていく道沿いにあります。特に問題なく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番3と4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

11番委員発言 この古民家の持ち主は元市役所職員だった●●氏ですか。

18番委員発言 そうです。●●氏です。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員さんは内容をよく確認していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定については、除外相当として豊前市に進達いたします。

議長 議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。

平成21年に法改正があり、適正な事務実施ということで毎年この設定について確認、審議することとなっております。来年度4月からの下限面積についての提案です。方針としましては、現行の30アールの変更は行いません。理由としましては、平成25年2月の総会で「農林業センサスの数値が変わるときに検討しましょう」という決定をしたところですが、基となる詳細な数値が出る

のが、10年に1度の世界農林業センサスということで、次回の2020年の世界農林業センサスの数値が出るまで変更をせず下限面積は30アールのままでいきたいと思えます。

議長 事務局から説明がありましたが、下限面積を「30アール」のまままで変更は行わないという提案でございましたが、何か意見・質問はございませんか。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって2月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 29 年 2 月 20 日

議長

松本克己 

9番委員

青木春英 

11番委員

梅本宗亮 

